

お知らせします 小平市人事行政の運営等の状況

小平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和4年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

【問合せ】 職員課 電話 042(346)9514

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 任命権者別一般職の職員数(令和5年4月1日現在)

条例上の職員定数は市全体で1,075人ですが、実際の定数内職員数は939人です。

任命権者	定数	定数内 職員数	定数外 職員数	職員数 計
議会事務局	11人	11人		11人
市長部局	788人	765人	16人	781人
教育委員会	268人	155人		155人
選挙管理委員会	4人	4人		4人
監査事務局	4人	4人		4人
農業委員会	(3人)	(3人)		(3人)
計	1,075人	939人	16人	955人

※()の農業委員会の職員は、市長部局の職員が兼務しています。

※定数内職員数は、非常勤職員などを除いた人数です。また、定数外職員数は、公益的法人などへの派遣職員等の数です。

(2) 役職別職員数(令和5年4月1日現在)

職員の役職別・男女別職員数は、次のとおりです。

① 事務・技術系職員

役職	全体	男	女
部長および部長相当職	20人	17人	3人
課長および課長相当職	55人	50人	5人
課長補佐および課長補佐相当職	66人	45人	21人
係長および係長相当職	157人	100人	57人
主任職	228人 (23人)	131人 (20人)	97人 (3人)
主事職	386人	167人	219人
計	912人 (23人)	510人 (20人)	402人 (3人)

② 技能労務系職員

役職	全体	男	女
統括技能長職	0人	0人	0人
技能長職	5人	0人	5人
技能主任職	38人 (10人)	4人 (0人)	34人 (10人)
主事職	0人	0人	0人
計	43人 (10人)	4人 (0人)	39人 (10人)

※()内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

(3)職員採用等および退職等(令和4年4月2日～令和5年4月1日)

職員の採用等および退職等は、次のとおりです。

	令和4年 4月1日現在	採用等の状況				退職等の状況					令和5年 4月1日現在	前年度 比較
		採用		他団体から の派遣戻り	計	退職			他団体 への派遣	計		
		令和4年4月2日 ～令和5年3月31日	令和5年 4月1日			定年	勸奨	普通等				
職員 数	963人 (35人)	18人	18人 (7人)	1人	37人 (7人)	12人	5人	25人 (9人)	3人	45人 (9人)	955人 (33人)	▲8人 (▲2人)

※()内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

2 職員の競争試験の状況

職員の採用試験の実施状況は、次のとおりです。

職 種	1次試験実施日	受験者数	採用者数
一 般 事 務	令和4年5月1日	82人	11人
一般事務(障がい者対象)		19人	0人
一般技術(土木)		4人	1人
保 健 師		3人	0人
一般技術(土木)	令和4年7月17日	3人	0人
一 般 事 務	令和4年8月24日 ～9月19日	378人	16人
一般事務(障がい者対象)		31人	0人
一般技術(土木)		13人	3人
栄 養 士		41人	1人
保 健 師		15人	1人
一般技術(建築)	令和4年11月23日 ～12月4日	13人	2人
一般技術(機械)		9人	1人
計		611人	36人

3 職員の人事評価の状況

職員の職務の業績、発揮された能力などについて、毎年、評価を行っています。人事評価の状況は、次のとおりです。

評価の回数	1回
評価の時期	1月
評価対象人数	942人 (33人)

※ ()内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

4 職員の給与の状況(令和5年4月1日現在)

手当を除いて職員に支給される給料の1人当たりの平均支給月額と平均年齢は、次のとおりです。

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	324,419円	40.2歳
技能労務職	320,930円	56.3歳

※詳細は、市報くださいら令和5年12月5日号の「小平市職員の給与」の記事をあわせてご覧ください。

また、「小平市職員の給与」は小平市ホームページからもご覧になれます。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(令和5年4月1日現在)

職員の標準的な勤務時間は、次のとおりです。

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
週38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から1時間

※保育園、図書館など不規則な勤務に従事する職員については、勤務時間は週当たり38時間45分となるように勤務の割り振りを行っています。

※再任用短時間勤務職員の勤務時間は、週当たり31時間以内です。

(2) 休暇等(令和5年4月1日現在)

職員の休暇等は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、骨髄移植休暇、結婚休暇、産前産後休暇、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、生理休暇、妊婦の健診等、妊婦の通勤緩和、忌引、父母の祭日、災害等による交通遮断、長期勤続休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、子の看護休暇、介護休暇、介護時間などがあります。

なお、年次休暇の令和4年の平均取得日数は、14.5日です。

6 職員の休業に関する状況

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を推進することを目的として、3歳に満たない子を養育するための制度です。

部分休業は、勤務を中断することなく、育児と仕事の継続および両立が図れるよう、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日を通じて2時間の範囲内において勤務しないことができる制度です。

取得状況については、次のとおりです。

区分	男性職員	女性職員	合計
育児休業取得者数	11人	59人	70人
部分休業取得者数	6人	69人	75人

※ 取得者数は延べ人数です。

7 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分は、職員の勤務成績がよくない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分であり、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分は、職員が法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に公務員関係の秩序を維持するため、職員の道義的責任を追及して行う処分であり、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

令和4年度における新たな処分は、次のとおりです。

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分件数	0件	78件	0件	0件	0件	1件	0件	1件

※処分件数は、延べ件数であり、休職の期間が更新された場合は、そのつど新たな処分が行われたものとして計上しています。

8 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり守るべき義務は、次のとおりです。

区 分	内 容
職務命令等に従う義務	職員は法令等に従い、かつ、上司の命令に忠実に従わなければなりません
信用失墜行為の禁止	職員はその職の信用を傷つけ、または職全体の不名誉となる行為をしてはなりません
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません
職務専念義務	職員は法令上特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為をしてはなりません
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています
営利企業等の従事制限	職員は許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません

9 職員の退職管理の状況

令和5年3月31日付けで退職した課長級以上の職員の再就職状況については、次のとおりです。

再就職状況	人数
市の再任用職員または会計年度任用職員になった者	0人
民間企業等に就職した者	1人

10 職員の研修の状況

職員の能力を開発し、公務能率を向上させ、よりよい市民サービスを提供するため、さまざまな研修を行っています。

区 分		受講者数	主な研修内容等
東京都市町村 職員研修所	一般研修	167人	新任および職層別・経験年数別の研修
	実務研修等	242人	法務、情報処理、税務、保健師、技術職、 人権啓発、男女共同参画等
その他派遣研修		134人	日本経営協会、市町村職員中央研修所、全国建設研修センター等
市独自研修		886人	職層別、女性活躍、接遇、男女共同参画・ハラスメント防止、 公務員倫理、労働安全衛生、健康講座、メンタルヘルス、人事評価等

11 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、小平市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。

(2) 公務災害等

公務上または通勤途上の災害により負傷などをした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。発生状況は、次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	8件	0件
通勤災害	6件	0件

(3) 健康診断等

職員の健康管理のため、毎年、健康診断などを実施しています。実施状況は、次のとおりです。

区分	受診者数
定期健康診断	639人
その他検診(※)	295人

※VDT健康診断、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診

12 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。要求の状況は、次のとおりです。

年度当初係属件数	年度中申立て件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0件	0件	0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立てができます。申立ての状況は、次のとおりです。

年度当初係属件数	年度中申立て件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0件	2件	0件	2件

(3) 人事管理に関する苦情処理

職員は、公平委員会に対して勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申し出および相談をすることができます。苦情処理の状況は、次のとおりです。

年度中相談件数	年度中処理件数	年度末未処理件数
1件	1件	0件